

第 3 1 回宇都宮市都市計画審議会進行

平成 19 年 2 月 26 日
午後 2 : 3 0 ~
1 4 A 会議室

出席委員	1号委員 荒井雅彦委員，青木格次委員，半田和男委員， 鈴木幸子委員，永井 護委員，竹澤敬三委員 2号委員 阿久津 均委員，藤井弘一委員，今井恭男委員 (9 名)
欠席委員	小堀志津子委員，船田武彦委員，熊本和夫委員，小田部弘委員， 佐藤秀夫委員 (5 名)
代理出席	大垣悦男委員 (代理出席者名 : 田村 穰)
出席幹事	栗田健一幹事，森岡正行幹事，高橋 悟幹事， 阿久津茂幹事，関 哲雄幹事 (5 名)
臨時幹事	永嶋正義 (区画整理担当参事)，大谷順一 (公園緑地課長)，斉 藤 寧 (区画整理計画課長)，関澤孝一 (西部区画整理事業課 長)，鶴見健二 (建築指導課長)，津田昌利 (廃棄物対策課長代 理 : 岩淵真)，寺内 栄 (土木管理課長) (7 名)
事務局	飯塚由貴雄書記，相羽仁司書記，高橋章吉書記，鈴木俊夫書記， 高橋裕司書記，齋藤貴司書記 (6 名)

飯塚書記

お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、「第31回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

先日、送付いたしました、第31回宇都宮市都市計画審議会次第、議案第1号、議案第2号、議案第3号の議案書となります。

次に、本日配布の資料として、各議案の説明資料として用意させていただきました、説明資料1「議案第1号 宇都宮都市計画道路の変更について」、説明資料2「議案第2号 宇都宮都市計画公園の変更について」、説明資料3「議案第3号 宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」、その他で報告させていただきます、その他「本市の景観計画について」の資料です。

以上不足しているものがありませんら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

永井会長

それでは、忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。事務局より本会の成立についてご報告をお願いいたします。

相羽書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は10名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

また、本日、傍聴者はありません。併せて報告いたします。

永井議長

只今の事務局からの報告のとおり本会は成立しておりますので、「議事」に入らせていただきます。

まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、竹澤敬三委員と阿久津均委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議題といたしまして、平成19年2月20日付、宮都第308号、309号、310号にて市長から諮問がなされており、宇都宮都市計画道路の変更についてなど、議案第1号から3号までの3件の審議事項がございます。まず、審議に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認いたします。

本日の審議案件につきましては、会議は公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

永井議長

事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

関幹事

それでは、議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について」、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

「議案第1号 宇都宮都市計画道路の変更について 3・4・131号 テクノ東通り」及び「7・6・102号 テクノコミュニティ通り」の2路線につきましてご説明させていただきます。

この議案の変更内容についてであります、「宇都宮テクノポリスセンター地区」における土地区画整理事業の進捗に伴うものであります。

説明につきましては、「議案第1号」とA3版カラー印刷の「説明資料1」で説明させていただきます。

まず、議案書についてご説明いたします。

「議案第1号」の1ページをお開きください。今回変更しようとする宇都宮都市計画道路の変更後の計画書であります。こちらは、すべて宇都宮市決定となります。

この計画書にある表は、左から種別、名称、位置、区域、構造などを記載しております。

次に2ページをお開きください。こちらは新旧対照表となります。

上段が変更後で下段の括弧書が変更前となっております。

「3・4・131号 テクノ東通り」について、既に都市計画決定がされている延長約1,310mを約1,470mへ変更するものであります。

次に3ページをお開きください。総括図になります。図中の赤の実線で記された部分が、今回都市計画を変更しようとする路線の位置を示しております。

次に4ページをお開きください。計画図になります。変更後の道路区域を赤で示しております。

今回変更する区域を、5ページの「新旧対照図」と併せてご説明しますので5ページもご覧ください。

こちらは変更前の区域を黄色で示しております。

「3・4・131号 テクノ東通り」につきましては「3・4・130号 野高谷大塚線」との交差点南側までが既に都市計画決定されており、それよりも北側へ約160m延伸させる変更となります。

また、「7・6・102号 テクノコミュニティ通り」につま

しては、既存の環状の区画道路を歩車共存型道路として、新たに都市計画決定するものであります。

以上が「議案第1号」の概要となります。詳細につきましては、お手元のA3版カラー刷りの「説明資料1」をご覧ください。

「1.宇都宮テクノポリスセンター地区における都市計画の概要」についてであります。

まず、「宇都宮テクノポリスセンター地区」の位置について、説明資料左側の図をご覧ください。当地区は、宇都宮市東部の鬼怒川左岸台地に位置する約177haの地区であります。

本地区は、都市計画道路テクノ北通り等の幹線道路に隣接するなど交通利便性が高いことや、先端技術産業の集積する大規模な工業団地群に囲まれている地理的優位性を活かし、平成6年12月13日の市街化区域編入、土地区画整理事業の都市計画決定等を経て「産・学・住・遊」等の多彩な機能が複合する魅力あるまちづくりが、独立行政法人都市再生機構により進められております。

また、平成14年11月1日には、土地区画整理事業の進捗を踏まえ、地区の良好な市街地環境を誘導していくため、用途地域の変更及び地区計画の決定を行ったところであります。

現在、本地区内では、公共施設の整備や宅地の造成が進められており、最近では、栃木県産業技術センターの開所やこれに伴う都市計画道路「野高谷大塚線」や「宇都宮芳賀線」の開通がなされたところであります。

次に「2.都市計画を変更する理由と内容」についてありますが、今回ご審議いただきます都市計画道路の変更は、土地区画整理事業の進捗に伴い、事業計画のなかの幹線道路などを都市計画道路として追加、変更するものであります。

右ページの図をご覧ください。こちらが「宇都宮テクノポリスセンター地区」の全体図であり、その中に青で示した路線が既に都市計画決定されているもので、赤で示した路線が今回都市計画決定しようとするものであります。

左ページ下段に戻ります。

「3・4・131号 テクノ東通り」の変更理由についてありますが「テクノ東通り」は、「宇都宮テクノポリスセンター地区」東部の南北幹線軸として、主要地方道宇都宮茂木線(旧道)と「3・4・130号 野高谷大塚線」を連絡する幹線街路として既に都市計画決定されております。

今般「宇都宮テクノポリスセンター地区」の基盤整備が進み、今後「3・4・130号 野高谷大塚線」以南に加え、当該路線以北の街区についても土地利用が急速に進行する見通しとなっております。

また、将来的に新鬼怒川渡河道路が整備されることから、当該街区周辺の自動車及び歩行者等の交通量は大幅に増加することが想定されるところであります。

関幹事

以上のことから「宇都宮テクノポリスセンター地区」において、より安全かつ円滑な交通を確保するため「3・4・131号テクノ東通り」の終点を「3・4・130号野高谷大塚線」から当該地区の北側区域界まで約160m延伸し、必要な交通基盤整備を図るものがあります。

次に右の上段をご覧ください。

「7・6・102号 テクノコミュニティ通り」の変更理由についてであります。

宇都宮テクノポリスセンター地区のうち、特に中央部4街区については、その大部分が第一種低層住居専用地域に定められているなど、良好な住環境の形成を誘導すべき地区となっております。

また、当該街区におきましては、住民の安らぎと健康の増進等を目的として、近隣・街区公園の整備が計画されております。

このため、これらの公園計画とも連携した、質の高い安全・快適な歩行環境の形成が求められているところであります。

以上のことから、当該4街区において、自動車による生活交通にも配慮しつつ、良好な歩行環境の形成を図るため、環状の歩車共存型道路として、本路線を新たに都市計画決定するものであります。

今回の都市計画道路の変更につきましては、昨年12月に「宇都宮テクノポリスセンター地区」の関係権利者の方にお知らせをしております。

また、広報うつのみや2月号及び市ホームページにおいてお知らせし、平成19年2月2日から2月16日までの2週間「都市計画案の縦覧」を行ったところでありますが2名の縦覧者がありました。

いずれも意見書申し出はありませんでした。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について3・4・131号 テクノ東通り」「7・6・102号 テクノコミュニティ通り」の説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

永井議長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

荒井委員

テクノコミュニティ通りのことについてお尋ねしたいのですが、現況は既に道路になっているところでしょうか。これから整備するところでしょうか。

飯塚書記

これから整備していくところになります。

荒井委員

追加で、具体的にこれから作るとなると、自由度が高いということになると思いますが、幅員8mということで、おそらく片側1車線になると思いますが、歩車道の区別をお作りになる予定でしょうか。

荒井委員

か。

鈴木書記

それでは、道路整備の概要についてご説明させていただきます。平面図をご覧いただきたいと思います。これらにつきまして、道路幅員は8 mで計画しております。

中央部の灰色の部分が車道部でございます。両側に黄土色で染まっている部分が歩行者通行空間になります。

歩行者通行空間の中で緑色に染まっている部分が、溜まり空間といたしまして、ベンチの設置や植栽を予定しております。

これらを、こちらの標準横断図で示しますと、標準部ですと中央部に車道4 mが計画されております。両脇に2 m歩行者通行空間があります。

続いて植栽部についてですが、道路幅員8 mの中で、車道が4 mありまして、両側に1 mの路肩があります。これは、車道が1 m分片側に寄っていることを示しております。それから新たに2 mの植栽部分を設けております。

このように、一般道路とは異なり、車道を狭くして、また、蛇行させております。これは運転者に対しまして、視覚的にまた、ハンドルを左右にきることによりまして、速度を抑制させる効果を持たせるものとなります。

交差点につきましては、自動車の速度抑制や出会い頭の事故をなくすために、交差点の位置や形状を路面表示する予定であります。

また、交差点におきましては、優先関係を明確にすることにより、事故発生確率を減少させることができますので、一時停止させる予定であります。

このように、安心安全な通行のための機能だけでなく、人が集う場所となるよう溜まり空間を設けまして、歩車共存型道路として整備する予定であります。

荒井委員

もう1つだけお伺いします。

断面図を見ると歩道と車道の間に高低差があるとか、境界になるようなものはないようですが、そういうものがあつたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

鈴木書記

構造的に段差等で区分するのではなく、色や材料によって、視覚的に通行区分をはっきりさせる計画をしております。

永井議長

この件につきまして、他のご意見はございませんか。

私もこのプランは課題があると思っております。歩行者に優先といたしながらも、8 mのなかに2車線入れて、細かく蛇行させてはいても2 mの歩行空間にベンチを置いたら、十分に歩行空間が確保できないですね。

本当に歩行者優先にするのであれば、1車線にするべきだと思います。それによってメリットデメリットがあるのですが、本来であればそうすべきだと思います。

歩車共存という理論構成となると、荒井委員が心配されているようなことが、ここでは起こり得るのではないかという気はします。

- 永井議長 このことについて、事務局ではどのような議論をされてきたのか説明してください。
- 鈴木書記 都市再生機構、道路管理者、交通管理者と協議してまいりました。構造的に歩車道を区切る方法や視覚的に分離する方法など、安全安心な道路構造を検討した結果この方法となっております。
- 永井議長 歩行者の視点か見て、スピードを落とすということであれば、このように左右にふらないで、車道を片側に寄せて、シケイン状にする等、速度抑制の方法はいろいろあると思うのですが、このプランは車道を蛇行させているので、歩行者は車道を跨いで歩かなければならなくなるのだと思うのです。
私は、戸祭台の男体道路のような歩車共存であれば、話はわかるのですが、8 mの道路に車道を2車線にして、歩車共存型というのは好ましくないと思います。
この8 mを10 mに変更することはできないのですか。
- 関幹事 区画整理事業の中で8 mと決まっておりますので、今回のことで10 mに変更することはできません。
- 永井議長 そこを認めざるを得ないと思ったときに、ここを歩車共存型で2車線だということは、やはり好ましくないのですよね。

どなたかご意見ございませんか。
- 田村代理委員 私もこれを見て、自転車、歩行者の視点から見ると、2 mあった空間が1 mに幅員減少してしまうと、そこで車と接触してしまう危険性はあると思いますので、先ほどあったように、片側にすれば、それで済みますので、それも1つの方法と思います。
せっかく8 mあるのだから、完全に歩行者を守ってしまうという考えもあると思います。
ただそうすると完全に分離してしまいますので、ただの歩道整備になってしまうので、逆に今回のプランで特徴を出せるとも言えるかもしれません。
しかし、危険性は残ってしまうと思います。
- 永井議長 それから、十字路交差点における車の優先は6 mの街区道路なのですよね。ですから、交差点に来ると止まることになるのだけれども、これは実際にはどうなるかと思うと、本当に止まるのか、上手く機能するのかが心配です。
それから、このコミュニティ通りに入出入りする区画はあるのですか。
- 鈴木書記 コミュニティ通りから出入する区画はあります。
- 永井議長 他に接道指定がないのであれば仕方ありませんが、そうでなければここから出入りしないようなことを地区計画で制限できると思うのですが、いかがですか。

森岡幹事 計画図をご覧いただきたいのですが、このコミュニティ通りに関しましては、面積配分の関係で相当な数の区画が対象になってしまいます。

永井議長 相当な数になってしまいますか。

田村代理委員 やはり中途半端かなという気がしてしまいます。思い切って1車線にしてしまっても。

飯塚書記 補足させていただきます。この道路につきましては、制限速度は30kmにする予定であります。
これは道路交通法に基づく規制になりますので、一時停止もきちんと規制されるものになりますから、通常は守られる規制になると考えております。

永井議長 確かに都市計画審議会が、細部についてどこまで話ができるのかという判断つきにくいわけですが、設計思想としては、統一できていないと思います。
先ほどの話では、事前にある程度協議はされているようですが、簡単にいうと
8mに決める際の協議が不十分だったのだなということになるのでしょうか。
今井委員どうですか、都市計画審議会として。

今井委員 捉え方によって、非常に難しいところですが、ここにある区画道路は6mでよろしいのですか。

関幹事 一般区画道路は6mになっております。

今井委員 コミュニティ道路ですので、生活のなかでゆとりある道路というイメージから言うと、スピードも30kmに規制するというお話もありましたが、それを如何に抑制していけるかがポイントになるのだらうと思います。
それから、8mの幅員は変えられないということであれば、方向性としては仕方ないのかなとも思います。
ここは、他からの流入はないという想定なのですよ。

関幹事 区域内道路が全て完成した時には、一般の通過交通はなく、純粹な生活道路となり、大きな交通需要は発生しないと受けとめております。

永井議長 このコミュニティ道路は、環状ですから、補助幹線のようにも見えますが、レベルとしては、区画街路という位置付けですね。
むしろここをあまり自動車で通らないでということならば、一方通行でもいいのではないかと、思うのです。
そうなれば、かなりゆとりある空間を散歩できますよね。
他の6m道路の歩行空間は、線がひいてあるだけなのでしょう。

- 永井議長 ね。ということは、緑道の雰囲気があるのはここしかないのですよね。
- その点で考えると、新たに都市計画決定する道路としては、歩行環境に配慮していない、水準の高くない区画整理ですね。もう少し歩行者寄りに整備している区画整理もありますよね。
- どうでしょうか。
- 今井委員 先ほど会長が言われたような、環状になっていて、そこに取り付け道路がいたるところにありますよね、そういうところを考えると、一方通行の規制をしても差し支えない構造になっているように見えるのですが、そういう規制はできないのですか。
- 例えば、右回り左回りで。それができればゆとりある空間が確保できると思いますか。
- 関幹事 一方通行の規制についてですが、この道路にしか面しない一般の宅地が相当数出てきますので、場合によっては、一方通行になると土地の評価に影響が出ますので、土地所有者の減歩率等にも影響してしまうということがありますことから、そのような規制は計画していないところであります。
- 永井議長 ここは既に換地されて、所有者は決まっているのですか。
- 関幹事 全ては決まっておりません。
- 荒井委員 事務局の説明も納得できます。しかし、私が感じたのは、会長の言われたレベルの問題意識ではなく、車道と歩道が同一平面状だという点の歩行者の安全性が気になっています。
- せっきく8 mあるのですから、境界に障害物を設けるとするのは、技術的に良いことではないのですかね。
- 検討の余地もないのでしょうか。
- 永井議長 最近では、段差があると走り難いので、どちらかという段差をなくして、フラットにしていく方向ですね。
- ただ、今回は、段差も何もない形態は最近の流行で、スピードは、歩く人が怖くないようにして、折り合いをつけながら車と人が歩きましょうという思想は組み入れてはいるのですよね。
- 荒井委員 差し戻してという意見ではありませんので。
- 永井議長 少し課題も残りますが、これでよろしいでしょうか。
- 次回からは、周到に協議していただくようお願いいたします。
- 阿久津委員 すみません。1点だけ確認したいのですが。
- 先ほど、30 km という想定でいるということですが、車道の部分に凹凸をつけるわけにはいかないのですか。
- 鈴木書記 そのような方法もありますが、どうしても運転の際の衝撃や振動

- 鈴木書記 を考慮すると、周辺住民の理解が困難な傾向がありますので、今回は計画しておりません。
- 阿久津委員 嫌うからスピードを抑制できるということだと思います。
- 鈴木書記 速度を抑制し、快適な走行をとという配慮のためということになります。
- 永井議長 日野町通りのような感じだといいですね。ただあそこは十分に幅員がありますから、12mくらいですか。あのくらいあれば蛇行させてもいいと思いますが、歩行空間が最大2mしかない中で車道を蛇行させるので、実際は、2m無い状態になってしまいますね。
そうすると、結局は車優先ではないか、となってしまうので、それならば車道を真っ直ぐにしてしまえばいいのでは、ということになります。
それから、ランプにすると夜間に音が響いてしまうという問題がありますね。
- それから、テクノ東通りについてはどうでしょうか。これは、将来は、新鬼怒川渡河道路に接続するということによろしいでしょうか。
- 飯塚書記 法線として、区画整理区域外の部分までは決まっているわけではございません。将来、渡河道路にも接続することが可能なようにしているものであります。
- 永井議長 まだ決まっているわけではないのですか。
- 飯塚書記 法線がはっきり決まっていないということです。
- 永井議長 どこを通るか確定していないけれど、結ぶ予定ではいるが、法線については、はっきりしていないということですね。
本来であれば、そこについても決めておいていただいて、幹線から幹線に結ぶということを一括して都市計画決定するほうが理屈は通りますよね。
都市計画審議会で議論する際は、道路ネットワーク全体の議論が必要です。
それから、部分的に都市計画決定することはわかりませんが、行政上、事業採択があるまでは決定しないというのでは、困ります。
変更が生じた場合は、そのときに変更すればいいことで、必要な手続き提示していただきたいと思います。
- それから国道408号線のほうは、将来、清原工業団地の真中を抜けて、以前に都市計画決定した道路に接続し北進していく計画ですよ。
- 飯塚書記 説明資料の左側の図ですと、清原工業団地の真中の道路も将来新鬼怒川渡河道路に結ばれることになり、また、テクノ東通りとも接

飯塚書記 続を想定しております。

永井議長 数箇所で接続ということになりますね。県のほうはそれでよろしいのですね。それは、県とは合意できているのですね。

田村代理委員 今回のテクノ東通りが延伸してくるという件は、まだ話はないです。

永井議長 これはまだ協議されていないのですか。

田村代理委員 渡河道路は道路幅員27mあるので、極端に言えばどこでも交差できる構造になってはいます。その点からすれば、受け入れやすい状況ではありますが、法的に必要かどうかという協議は受けておりません。

飯塚書記 具体的に、交差点はこの場所です。というようなお話ができないものですから、土木事務所とも協議はできていないということです。

永井議長 けれども、将来結ぶという話にはなっているのですよね。ただ、設計はどうなるかわからないということですね。

森岡幹事 新鬼怒川渡河道路との法線は確定していないけれども、将来的には、接続する方向で、道路網として必要であるということで、地域政策室と県の地域振興課では話をしておりますし、市の内部では検討しております。しかし、交差点協議等は、具体的な内容が決まっていない状況ですので、はっきりとは申し上げられませんが、将来的に接続していきたいと検討しているところでございます。

田村代理委員 補足させていただきます。国道408号線については、地域高規格道路ですので、渡河道路とアクセスはしますが、本線は、宇都宮芳賀線までは降りないので、本線のアクセスはできないと思います。

ですので、この地区に入る際は、国道408号線に乗ってしまうと宇都宮芳賀線に降りて入ることになります。

ですので、北から来る場合は、今回のテクノ東通りが接続されると、地区に入りやすくなるというメリットはあります。

大切なのは、道路には段階構成がありますから、高規格であれば高規格の役割を持っておりますから、それらの段階構成とそこへのアクセスをどのようにバランスをとっていくのかで、ここのかたちも決まってくるのではないかと思います。

永井議長 よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について」
「原案どおり異存ない」としてご異議ございませんか。

各委員

異議なし

永井議長

それでは、議案第1号については「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

次に議案第2号「宇都宮都市公園の変更について」について説明をお願いいたします。

関幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

議案第2号「宇都宮都市計画公園の変更について」

「4・3・007号 宇都宮城址公園」

「2・2・147号 東谷・中島地区1号公園」

「2・2・148号 東谷・中島地区3号公園」

「3・3・016号 東谷・中島地区近隣公園」及び

「3・3・017号 鶴田近隣公園」の5公園につきましてご説明させていただきます。

「議案書第2号」の1ページをお開きください。

名称変更後の計画書となります。こちらは宇都宮市決定となります。

この計画書にある表は、左から種別、名称、位置、面積などを記載しております。

次に2ページをお開きください。新旧対照表となります。

現在使用している「御本丸公園」は、城の中心である本丸跡を名称として使用した公園名であることから、「宇都宮」という地名のアピール、また、歴史的に宇都宮城が築城された場所であるという位置の表現並びに宇都宮市民のシンボルとなる公園であることを表現するため、「宇都宮城址公園」と名称変更しようとするものであります。

次に3ページをお開きください。総括図となり、公園の位置を表示しております。

続きまして4ページをお開きください。計画図であります。

今回は、名称のみの変更でありますので、区域につきましては、既に都市計画決定されている区域の変更はありません。

以上が「4・3・007号 宇都宮城址公園」についての説明であります。

続きまして、議案第2号のうち宇都宮都市計画公園の変更について、他の4公園についてご説明させていただきます。

ただ今からご説明します変更の内容についてではありますが、「東谷・中島地区」及び「鶴田第2地区」における土地区画整理事業の進捗に伴うものであります。

資料につきましては、引き続き「議案書第2号」とA3版でカラー印刷の「説明資料2」を併せてご覧いただきながら、ご説明いたします。

まず、議案書についてご説明いたします。

議案第2号の5ページをお開きください。

今回変更する4公園の変更後の計画書になります。

こちらはすべて宇都宮市決定となります。

この計画書にある表は、左から種別、名称、位置、面積を記載しております。また、この4公園のうち、表の上からの3公園は「東谷・中島地区」、一番下の公園は「鶴田第2地区」に位置するものであります。

次に6ページをお開きください。総括図でございます。図中央下部に青い線で囲まれている地区が「東谷・中島地区」土地区画整理事業区域であります。

その地区内に赤い線で囲んだ区域がそれぞれ「東谷・中島地区1号公園」、「同じく3号公園」、「東谷・中島地区近隣公園」の位置を示しております。

また、図左上部に青い線で囲まれている地区が「鶴田第2土地区画整理事業地区」になります。

赤い線で囲んだ区域が「鶴田近隣公園」の位置を示しております。

次に7ページをお開きください。

計画図となります。こちらは「東谷・中島地区」に追加される3公園の位置と区域を示しております。赤い実線で囲まれている区域が今回追加される公園の区域となります。

上から「東谷・中島地区1号公園」、「東谷・中島地区近隣公園」、「同じく3号公園」となります。

続きまして8ページをお開き願います。

こちらの計画図は「鶴田第2地区」に追加される公園の区域を示しております。赤い実線で囲んだ区域が今回追加される「鶴田近隣公園」の区域となります。

以上が「議案第2号」の概要であります。詳細につきましては、お手元のA3版でカラー印刷の「説明資料2」の左側をご覧下さい。

「1.東谷・中島地区、鶴田第2地区の位置及び概要」についてであります。

最初に両地区の位置についてですが、左側の位置図をご覧ください。図の左上に赤で囲まれた地区が「鶴田第2地区」になります。地区西側に外環状線、南側に鹿沼宇都宮線が接する地区になります。

次に図中央下部に赤で囲まれた地区が「東谷・中島地区」になります。

地区北側に外環状線、東側に国道新4号が接しており、また北関

東横断道路の「宇都宮上三川インターチェンジ」がございます。

次に両地区の概要ですが、「鶴田第2地区」は、宇都宮市中心市街地から西に約2kmの位置にあり、将来的には、北側に隣接する鶴田第1地区と合わせて、市西部の住宅・商業地の核として発展が望まれる地区でございます。

しかし、市街地としての十分な公共施設が未整備であるため、無秩序な市街化が進行している状況にありますことから、土地区画整理事業の実施により、都市計画道路の整備などによる道路網の確立や公園、河川、下水道などの総括的な公共施設整備を行い、良好な住環境を有する住宅地の形成などを推進するものであります。

土地区画整理事業は平成11年度から宇都宮市が施行しております。

次に「東谷・中島地区」であります。宇都宮市中心部より南東に約8kmの宇都宮市と上三川町にまたがる位置にあり、宇都宮市都市計画マスタープランにおきまして、新しい産業拠点として位置付けられております。

立地特性を生かした地域の秩序ある発展に寄与していくことが期待されている地区であります。

このため、土地区画整理事業の実施により、宅地の造成及び公共施設の整備を図り、広域交通網の結節点としてふさわしい流通・業務機能の集積を図り、併せて、良好な居住環境を有するまちづくりを形成するものであります。

土地区画整理事業は平成8年度より「独立行政法人都市再生機構」が施行しております。

このように、両地区とも土地区画整理事業により、良好な環境を有する安全で計画的なまちづくりを進めております。

次に「2の都市計画を変更する理由と内容」についてであります。今回ご審議いただきます都市計画公園の変更は、「東谷・中島地区」及び「鶴田第2地区」の両地区ともに、土地区画整理事業の進捗に合わせまして、事業計画にある公園予定地を都市計画公園として追加するものであります。

最初に「東谷・中島地区」における3公園につきましては、当地区内の市街地整備にあたりまして、住民等の地域のイベント、防災時の利用など多目的な空間として利用し、また、心の豊かさ、安らぎ、健康の増進を図るため、当該土地区画整理事業の事業計画のとおり、都市計画公園として3公園を追加するものであります。

右ページの上段をご覧ください。左側に「東谷・中島地区」の全体図、右側にはその拡大図を示しております。下の表にありますように「2・2・147号 東谷・中島地区1号公園、面積約0.13ha」と「2・2・148号東谷・中島地区3号公園、面積約0.

関幹事

64 ha」の2公園はその規模から街区公園として、「3・3・016号東谷・中島地区近隣公園，面積約2.5 ha」はその規模から近隣公園としまして追加するものであります。

次に、「鶴田第2地区」におきまして、今回変更する都市計画公園につきましては、先ほどと同じく当地区内の市街地整備にあたりまして、住民等の地域のイベント、防災時の利用など多目的な空間として利用し、また、心の豊かさ、安らぎ、健康の増進を図るため、当該土地区画整理事業の事業計画のとおり、都市計画公園として追加するものであります。

右ページの下段をご覧ください。左側に「鶴田第2地区」の全体図がございますが、その中央部に赤で示しております区域が「3・3・017号鶴田近隣公園，面積約1.5 ha」であり、近隣公園として追加するものであります。

今回の都市計画公園の変更につきましては、事前に「東谷・中島地区」及び「鶴田第2地区」の関係権利者の皆様に、都市計画の手続きのお知らせを12月に通知させていただきました。

また、この都市計画案の縦覧につきましては、広報うつのみや2月号や市のホームページでお知らせし、2月2日から16日までの2週間「都市計画案の縦覧」を行ったところでありますが、3名の縦覧者がありました。

いずれも意見書申し出はありませんでした。

以上で議案第2号

「宇都宮都市計画公園の変更について4・3・007号 宇都宮城址公園」

「2・2・147号 東谷・中島地区1号公園」

「2・2・148号 東谷・中島地区3号公園」

「3・3・016号 東谷・中島地区近隣公園」及び

「3・3・017号 鶴田近隣公園」の5公園の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

永井議長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

飯塚書記

配られておりますパンフレットをご覧ください。こちらの宇都宮城址公園につきましては、3月25日オープン予定であります。

関幹事

以上について、ご意見ございますか。

今井委員

東谷・中島地区での3号公園の位置についてですが、他の公園は、道路によって街区が区切られているのですが、ここだけは、ここに隣接する土地利用の関係という部分で問題はないのでしょうか。

むしろ北側のところに配置したほうが、有効な土地利用となるのではないのでしょうか。

今井委員　　ここでは道路が詳細に確認できないのですが、どのような経緯でここに決まったのかをお聞きしたいのですが。

関幹事　　この3号公園につきましては、ここには遺跡がありまして、琴平塚古墳というものがございまして、平成9年度に確認調査を行いまして、6世紀前半の前方後円墳があったということがわかりましたので、ここは古墳の特徴を活かした公園として保存したいということでございます。

今井委員　　なるほど、わかりました。

永井議長　　他にいかがでしょうか。

参考までに、鶴田第2地区の東西に伸びる緑道の幅員は何mになっていますか。

関澤幹事　　鶴田宝木線の西側が8m、東側が4mでございます。

永井議長　　その緑道だけで8mですか。随分広いですね。

関澤幹事　　西側に鶴田沼がございまして、そこと結んだかたちになっております。

永井議長　　それで鶴田宝木線の東側は、緑道だけで4mあるのですね。では、これは鶴田沼に行くための散歩道と位置付けているのですね。わかりました。他にご意見ございますでしょうか。

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第2号「宇都宮都市計画公園の変更について」について「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

各委員　　異議なし。

永井議長　　では、議案第2号については「原案どおり異存なし」と答申することといたします。次に議案第3号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」説明をお願いいたします。

関幹事　　それでは、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。「議案第3号 宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」産業廃棄物処理施設をご説明いたします。説明につきましては、「議案書第3号」とA3版の「説明資料3」でご説明させていただきます。

関幹事　　議案書第3号 の1ページをお開きください。

関幹事

「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」であります。名称は「産業廃棄物処理施設」、位置は「宇都宮市平出工業団地44番15号」面積は「4825.45平方メートル」です。

処理する内容につきましては、廃プラスチック類、金属くず、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、がれき類、木くず等の産業廃棄物を破砕する中間処理施設でございます。

2ページをお開きください。

総括図として、敷地の位置が表示されております。

平出工業団地内の南部に位置しております。

3ページをお開きください。

計画図であります。赤く囲ったところが区域を示しております。

次に4ページをお開き下さい。

参考図の1として、敷地内の配置図を示しております。

図に示しますように入り口は敷地南西側で幅員10mの市道から入りし、敷地北側の建屋内に搬入し破砕処理する計画であります。

南側の既存建築物は、事務所として利用する計画でございます。

つづきまして5ページをお開き下さい。

次に参考図の2としまして、建屋内の配置を示しております。

中央部の展開場で廃棄物を分別し、種類ごとの破砕機A・B・Cで処理する計画であります。

次に6ページをお開き下さい。

参考図の3として、建屋の立面図を示しております。

破砕施設等を覆う計画となっており、壁材には防音効果のあるものを使用する予定です。

次に、A3版の「説明資料3」をご覧ください。

1の付議の理由でございますが、建築基準法第51条の規定により、対象の施設を新築・増築しようとする場合には、下記の(a)から(c)のいずれかに該当しなければ建築することができません。

本議案は、工業専用地域に産業廃棄物の破砕処理施設を建設するものであり、廃プラスチックの処理能力が一日あたり6tを超えるため、対象の施設となるものです。

また、民間事業者が産業廃棄物処理施設を設置するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定により許可を申請するため、申請の敷地が都市計画上支障がないかについて都市計画審議会に付議するものであります。

(2)の本議案の法定付議「都市計画審議会」は、「栃木県都市計画審議会」となりますが、特定行政庁である宇都宮市長が、栃木県

関幹事

に付議するにあたり、「栃木県都市計画審議会」に付議する前に宇都宮市の意見として、今回市の都市計画審議会のご意見を^{うけたまわ}承りたく、付議するものであります。

なお、手続きの流れにつきましては、右ページのフロー図に示すとおり、黒く網掛されている手順となります。また、右ページ下段に建築基準法第51条の法文を参考として記載してございますのでご参照下さい。

次に2.の申請の事業概要でございますが、申請人は宇都宮市西原町580番地 光陽産業開発株式会社であります。申請場所、面積につきましては記載のとおりであります。

施設内容につきましては、廃プラスチック類や金属、ゴムくず及びがれき類などの産業廃棄物を搬入し、分別し破砕機で処理し、それぞれリサイクル品として売却したり、埋立及び焼却の処理を他の業者に委託するものであります。

処理能力として、一日あたり最大24tを計画しています。操業時間は朝8時から夕方5時までで、昼休みを除く一日8時間です。

3.の敷地の位置の概要ですが、用途地域は「工業専用地域」で容積率200%、建ぺい率60%でございます。

周辺の状態としまして、敷地南側は幅員10mの市道1518号に接しており、周囲100m以内には、住居系の用途地域、住宅地や集落及び学校・病院などの公共施設はありません。

以上で「議案第3号 宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について 産業廃棄物処理施設」の説明を終わります。

永井議長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

荒井委員

卸売市場等の用途に供するというのは、市場からのみで、一般からの受け入れはしないということなののでしょうか。

飯塚書記

法文上の表現で、わかりづらくて申し訳ございません。卸売市場等のというなかに廃棄物処理場が含まれているということでございます。

したがいまして、搬入者を限定する施設ではございません。

永井議長

ここは工業専用地域の中に入っているわけですね。これは、建築審査会にも諮られるのですか。

鶴見幹事

これは建築審査会には関係ございません。特定行政庁が許可するにあたって、県の都市計画審議会の議を経

鶴見幹事 ということだけになります。

藤井委員 少々お尋ねしたいのですが。
これは、中間処理施設ですので、廃棄物はどこから来て、どこに運ばれていくのですか。
工場や現場から出た産業廃棄物がここへ搬入されて、破碎し、分別され、その後当然再生処理の会社に行くということですか。
その概要はわかりませんか。

岩淵代理幹事 これは産業廃棄物処理業として行いまして、主に請け負う排出元は、建設関係の会社となります。
そこからでた廃棄物を分別、破碎しまして、リサイクルできるもののうち、木くずについては木材製品の原料、金属は鉄鋼メーカー等へ売却となります。
そして、リサイクルできないものだけが、最終処分場を持っている別の事業者へ委託して、埋め立て処分するという流れになります。

藤井委員 はい。結構です。

もう1点お伺いします。
光陽産業という会社は、従来からある会社なのですか。このためにできた会社なのでしょうか。

岩淵代理幹事 このために平成14年に設立された会社でございます。

藤井委員 平成14年。そうすると今は平成19年ですから、その間はどのような活動をされてきているのですか。

岩淵代理幹事 この中間処理を行うために作ったと聞いておりまして、今までに廃棄物処理施設を作る場合に必要な協議等や、設立のための準備を行ってきております。

藤井委員 では、4年間何も、営業していない会社ですか。
営業目的とする会社ですけれども、平成14年から18年の間、その手続きだけ行ってきたのですか。

岩淵代理幹事 平成14年3月に会社を設立して、16年9月に最初の計画書が提出されました。そして平成17年から協議に入っておりますが、それ以前にも別の場所で事業を行いたいという相談は受けておりました。

藤井委員 会長。つまりその間ペーパーカンパニーであったということですか。
それとも他の行政区で行っていたのか。そもそも光陽産業という会社はどのような会社なのかを知りたいのですが。
要するに、これだけではなく、いろいろと知りたいです。

藤井委員 果たして、専業会社なのかどうか、ゴミ収集やいろいろな業種をやっているのかもしれませんが、極めて新しい業種ですから、興味があり、関心があります。
どんな会社なのか、実績を持って取り組むのか、全く新規に取り組む会社なのか、地元の会社なのか。
いろいろな要素を持って、同様の業種を従来から行っている会社なのであれば、何も心配はないのですが、僕とすれば、このような業務形態が実現するということは、非常に興味があります。
もう少し背景を教えてもらえませんか。

岩淵代理幹事 今のお話にもありましたように出資者の中には、廃棄物処理業の代表者もあり、役員にもおまして、産業廃棄物の処分業を既に行っております。
役員の中には、産業廃棄物処理のノウハウを十分持っていると考えております。

藤井委員 結構です。

永井議長 よろしいですか。
他にございませんか。

竹澤委員 先ほどの説明で、立地しようとする場所の周囲100m以内には、住宅地集落等はないということですが、ここは工業団地内ですから、住宅地はないということですが、隣接して、県内のオンリーワンの食品メーカーが、いわゆる優良企業が立地しているわけです。
これは用途で言いますと工業専用地域ですから、やむを得ない敷地の位置であると思えますけれども、今後、このフローチャートにもありますようにいろいろと踏まえて指導等を行っていくことと思われませんが、中間処理施設といえども産業廃棄物処理施設ですので、不安や心配がありますので、そういった部分をなくすように、事業者に対しまして、十分な指導を行っていただきたいと思えます。

永井議長 これは、周りの方々には同意書か何か必要なものでしたか。住宅地だけですか、同意書を貰っているのは。

岩淵代理幹事 工業専用地域に廃棄物処理施設を設置する場合には、指導要綱のなかで、周囲300m範囲内の自治会等に対して説明会を開催するように指導しております。
今回の光陽産業につきましては、工業団地の東側にある2つの自治会に対して、説明会を開催しております。
この開催の状況であります。特に反対意見等はございませんでした。

永井議長 工業団地には、先ほどのオンリーワンの食品メーカーがありますが、そこに対しては行わなくてもよいのですか。

岩淵代理幹事 法的にも要綱においても周辺企業に対する説明会等は求めておりません。

関幹事 今回の件につきましては、平成16年に工業団地管理組合との協議というかたちで、事業の説明を行いまして、近隣企業にも事業説明を行いましたが、特に反対意見はなかったと聞いております。

永井議長 それは事業者が行ったのですね。

関幹事 そうです。

永井議長 県内はこの問題ばかりですが、みんな51条の但し書きでやっていますね。但し書きというのは特別な場合はということなのですが、本来は都市施設としてやるべき話なのですが、都市施設としますと、都市に必要な施設ということになりますので、それはそれでいろいろ議論になるのですが。

本来は、産業廃棄物についても計画的にやるべきなのですが、それが残ってしまっているもので、みんなこの但し書きを使ってやっているものですから、どこのゴミがどこに行っているかわからない状況になっていて、逆に言えば、自分のところにはどこからゴミが来ているのかわからないようなことになってしまいますからね。

宇都宮市は、自分のところの産業廃棄物を自分のところで処理できているのですか。

岩淵代理幹事 細かい数字はわからないのですが、各事業者から出てくる報告書を見ますと6割以上は、市外の業者に委ねているという状況であります。

永井議長 わかりました。

ということは、どこかに施設が偏っているのでしょうか。

このような状況に対して、目をつぶって、民間の業者が来ると個別にこれは良いこれは悪いと言っているのですが、何を根拠にそう言っているのかわからないわけですね。

おそらくその中で、自分たちで出したものは自分たちで処理するけれども、住民サイドは、他から来たものは嫌ですよということだと思います。

そういうところについては、これから環境の問題がいろいろ出てくると思いますし、現にこの廃棄物のことについては、いろいろなところで問題になっておりますので、政策としてはお考えいただきたいというところであります。

では、ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第3号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」

「原案どおり異存ない」としてご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

永井議長

では、議案第3号については「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事は終了致しました。

続きまして、4.「その他」の事項に入ります。

事務局より報告案件が1件ありますので説明をお願いいたします

高橋書記

それでは、資料その他について説明いたします。
本市の景観計画についてですが、初めの趣旨につきましては、現在策定を進めております、(仮称)宇都宮市景観計画の内容と景観法第9条第2項に基づく都市計画審議会の役割について報告するものであります。

次に経過についてですが、平成18年7月、平成19年2月に景観計画策定懇談会を開催いたしまして、いろいろの意見をいただきました。いまは、広く市民から意見をいただくために、景観計画素案のパブリックコメントを実施いたしております。

4の本市の今後の景観施策についてであります。資料1をご覧ください。

左上にありますように、都市景観基本計画を平成3年に策定いたしまして、その実現のために、要綱による大規模建築物の届出や、まちなみ景観賞など、さまざまな事業を実施してまいりました。資料の中ほどの網掛けにありますように、今後は景観計画を策定し、法に基づき建築物・工作物の届出をさせることで、景観形成を進め、また、右枠にありますように、駅東口周辺地区を景観形成のモデル地区として、景観形成重点地区と指定する予定であります。中期的には、重点地区の推進や外観が優れた建物を景観重要建造物として指定し、宇都宮らしい美しい都市景観の形成を図ってまいりたいと考えております。

5の(仮称)宇都宮市景観計画(素案)についてであります。資料2をご覧ください。

計画の特徴としましては、左枠下の、第1章に記載のように、市全域を景観計画の区域とし、赤枠にあります、「宇都宮を代表する誇れる景観」を「景観形成重点地区」として指定してまいりたいと考えております。

また、右枠の、第3章の良好な景観形成のための行為の制限であります。これまで、本市で行って来ました、大規模行為の届出対象建築物の高さを、これまでの15mから3階建て相当の10mに行為の制限を拡大していきます。

また、行為の制限の主な内容であります。敷地境界には、生垣や透視性の高い素材を使うことや、屋根外壁の色彩を彩度3以下と

して落ち着いたものといいたします。

表紙をご覧ください。

6の景観法に基づく都市計画審議会の役割であります。景観計画で定める、良好な景観の形成に関する内容は、建築物の形態・意匠のほかに、都市計画の内容にも関係いたします。壁面の位置や、建築物の敷地面積の最低限度など土地利用の制限に係るものもありますので、景観法第9条第2項で、景観計画を定めるときには、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴くものとされております。

なお、景観計画策定のための景観審議会につきましては、景観について専門的に協議を行うものでありまして、都市計画審議会と役割を分担するものであります。

次ページをご覧ください。

景観計画決定までの、手続きの流れとなります。

素案を作成後、景観審議会で専門的な審議をいただきます。次に土地利用の制限等についての都市計画審議会の意見をいただきます。それぞれの意見を反映させた、景観計画を決定し、告示の手続きをいたします。

次にスケジュールですが、来月には、パブリックコメントの意見を反映させた、景観計画の素案を、第3回景観計画策定懇談会に提示し、懇談会の提言をいただく予定であります。

平成19年度中には、景観審議会、都市計画審議会を開催し、意見をいただきながら景観計画を定めていく予定であります。

以上で説明を終わります。

永井議長

何かご質問等ございますか。

我々のほうの役割というのは、景観審議会との関係はどういうものになるのでしょうかね。

藤井委員

まず、その他の議案書の主旨で、都市計画審議会との役割について報告するものということですが、その整合性について、実際は、この景観計画策定懇談会で、具体的に審議をしているということですが、我々とすれば、これをどのように認知すれば良いのか、ただ、承認でいいのか等の関係をお聞きしたいことが1つ。

それから、景観法ができたことで、景観形成の制限、誘導ができるということ、極端に言えば、条例がなくても景観を守れる、いうようにもとらえられるのかなと思うのですが、3の形態意匠の制限については、条例を定めることにより強い規制が可能ということですから、やはり、条例は必要なのかなと思います。

藤井委員

その下に、高さ制限について、強い規制ができないためと書いてあるのですが、この問題から少し外れるかもしれませんが、例の二荒山前の24階建てマンションについては、時の課題であるわけですが、これは現行法では何ら心配なく、合法的ですんなりと建設できることになっているわけですが、一部には陳情等もあるわけです。そのときに私も議員の立場として発言させてもらうならば、高さ制限については心配ありませんよということでしたけれども、私からすると、個人で見解を述べて大変恐縮ではありますが、全国各地で絶対高さ制限ということが論議を深められて、いろいろな所で絶対高さ制限の実例がたくさんできてきているわけです。

しかし、宇都宮市においては、高さ制限は心配ないです。現行法であれば、これは全てクリアしているのです。これが統一見解で本会議で答弁をされているわけでありましてけれども、今回のこの計画を見たかぎりでは、非常に心配する向きがあるのですが、その2点についてお伺いしたいと思います。

永井議長

我々の役割とそれをどのように役割分担するのかということと高さ制限についてでよろしいでしょうか。

飯塚書記

まず、都市計画審議会の意見を聞くということですが、これは法律に基づきまして、都市計画審議会の意見を聞かなければならないということですので、景観審議会に付議する前に、そこではいろいろと意見が出たものを集約するわけですがけれども、都市計画審議会のほうでも意見がございましたら、それを加えたかたちで正式な市の決定となるということでありまして。

ですから、2つの審議会のご意見を踏まえて、最終的に決定するというところでございます。

2つ目の問題につきましては、言葉が少し足りなかったのですが、高さ制限については、景観法という仕組みのなかでは難しいということで、例えば、市内にも定められております地区計画のなかでは、高さ制限まで行っております。

他市の事例では、松本城を見るために、絶対高さを定めている事例がございまして、市全体の景観計画のなかでは、絶対高さまでは定めておらず、景観形成地区を定めたなかでは、ある程度高さ制限をしているところもあるということでございます。

藤井委員

1点目の話ですが、景観計画策定懇談会は、あくまでも懇談会でありますから、議決するような機関ではなく、広くみなさんの意見を聞くというのが懇談会でありまして、しかし、本審議会の意見を反映するという説明を受けたところですが、そのような立場でありながら、その他の項目で扱われるのはおかしいのではないですか。この大事な問題がその他というのは。議題にあげる価値があるテーマであると思いますよ。

懇談会から出たものについて、後から付け足すように我々がご意見申す訳にもいきませんよね。

これだけ重要なものが、その他でいいのでしょうか。もっと深く言えば、絶対高さ制限については、まだ議会の立場から見ると腑に

藤井委員

落ちていないのです。

先ほど、松本城の例を聞きましたが、どうして二荒山前については規制できないのか、どうも釈然としないです。

私は景観法に倣って宇都宮市の条例があってもいいではないか、条例を作るべきではないか。でも条例は要りません。景観計画さえあれば、何も心配ない、24階建てもOKです。こういう話が、市の公式な答弁です。

これは、私は腑に落ちません。計画と条例は全然性格が違います。計画は行政上の実務ですよ。条例というものは、あらゆるものを整合性をもって規制し、調整を図るものが条例であると思いますよ。それが要りませんというのは納得いかないのです。

もう一度整理してお答えいただきたいと思います。

関幹事

まず、今回の審議会にその他で扱っているのは、説明を申し上げたとおり、計画そのものが策定中であり、できておりません。

また、その他となっているのは、仕組み上、来年度、都市計画審議会に景観の内容につきまして意見をお聞きします、という今後の仕組みをご説明させていただいたというところでございます。

それから、条例につきましては、これまで全国各都市におきまして、景観条例というものが策定されておりますが、法律を飛び越えた条例というものはできません。

ただし、今回景観法という裏づけができましたので、運用上の条例をセットにしまして、景観行政を進めていきたいと考えております。例えば、景観計画というものは、区域を定める必要があります。今回のプランのなかでは、宇都宮全域を景観計画区域に定めようとしているところですが、景観法のなかで定めれば、全ての建築物に対して届けが必要になってきます。そうしますと2階建ての一般住宅も義務が発生してしまいますが、それでは現実的ではないものですから、3階建てのもの以上、10m以上のものについて、届出の義務を持たせようと考えております。

したがって、10m以上のものは届出が必要ですよということを条例で定めまして、景観計画と条例というものは運用上一体であるとお考えいただければと思います。

藤井委員

そうしますと次年度には、本審議会にかけられるものと考えてよろしいのですか。

関幹事

はい。都市計画審議会から、策定前にご意見をいただくということになります。

藤井委員

わかりました。

次の条例問題につきましては、多くの見識のある方がおいでですから、私の意見が間違っていれば、むしろ訂正していただきたいのですが、他都市でも条例は策定しているわけですよ。他でやっていることがどうして宇都宮ではできないのか。やらなくてもいいということにはならないと私は思います。

手続き上の話をしているようで、本来の議題とは違ってしまって大変恐縮ですが、それが全て景観計画で用が足りるのだという。と

藤井委員 ということは、条例の下には要綱等がありますよね。それと同じくらいのもので用が足りるということですか。計画という位置付けがよくわかりませんね。

法律があって条例があって要綱等がありますよね。その要綱レベルで実務が図れればそれでもいいと思いますが、この景観計画は、位置付けとすればどこになるのですか。

関幹事 景観計画そのものは、ある程度の制限を伴った、条例以上のものになるとご理解いただければと思います。

藤井委員 条例の上ですか。例えばどのような実例がありますか。

関幹事 他都市の条例というものは努力規定等の理念的なものが多かったのですが、景観計画につきましては、ある程度強制力をもった縛りがかけられるという仕組みがございます。

今回の景観計画につきましては、例えば大谷地区のように景観上誇れるものは、景観計画のなかで、ある程度強い縛りをかけていきたい、そのような仕組みを作るのが景観計画であるところをご理解いただければと思います。

永井議長 それは結局条例作ったり、地区計画かけたりということで決まってくるのですよね。

ですから、景観計画を定めたときに、次には、例えば屋外広告物であれば、それについての条例を作るわけですよね。高さ制限についても同じではないのですか。

京都では策定しますよね。100年経ってからもいいので、下げられるところまで高さを下げるという方針で、それは今後変えませんが。今できるできないの話ではありませんとしていますね。

宇都宮市については、おおよび腰のようで、高さ制限については強い規制ができないためとしていて、これをやるかやらないかは宇都宮市で決められるということだと思っておりますがどうなのですか。消極的でいるように思えますね。

関幹事 景観法のなかでも景観計画を定めることによって、高さの規制はできるのですが、それ自体は勧告に留まってしまいます。

永井議長 それはそれでいいのですよ。やり方はいろいろあるわけですから。

関幹事 命令というかたちは、地区計画や都市計画上の高度地区に頼らざるを得ないところであります。

永井議長 それはわかります。

藤井委員 関幹事、先ほどの話は記録されている話でして、くどいようですが、景観計画は条例の上ですとはっきり明言しているのですが、僕は条例の上は法律しかないと思っております。しかし、条例の上に計画があるという話は聞いたことがありません。他に事例が

藤井委員 ありますかと聞いたのですが、栗田幹事、何か教えてください。

栗田幹事 これは非常に誤解を受けやすいのですが、景観計画というものは、1つの法になっております。ですから、先ほどの条例の上だという話は、景観計画といいながら、一般にいう計画ではないということになります。

藤井委員 では、それぐらいの効力を発するものと受けとめてよろしいのですか。他に事例はありませんか。
私が納得するような、他の事業で同じようなものはありますか。他で事例があれば、なるほどなとなるのですが。

関幹事 他の事例では、政策的なもので何々計画というものはありますが、その計画とは全く違うものになります。

永井議長 都市計画というものも権限をもっていて、都市計画法に論拠しているかたちになっているわけですね。ですから、景観法で景観計画というものは決められていますので、そういった意味では法律的な効力を持っているということですね。

関幹事 一般的な政策上での計画とは、仕組み自体が違うということです。

藤井委員 本会議のときにそういう答弁をすればいいのですよね。僕は全然腑に落ちていなかったのですよ数秒前までは。というのは、そういう事例をもって説明してくれればすぐ理解できるのですよ。
しかし、私は未だに条例より上は法律しかないと思っておりますからね。それだけの効力があるのであれば、今日は二荒山前の話をする場ではありませんが、この狭い日本の中で、高度利用をしようかどうかということは、あくまでも施工者の問題を保護するかどうかということであって、市が使う言葉ではないと私は思っています。
底地に限られた中で、有効に土地利用するために30階建てを造るというのは、それは高度利用ですと当局が答弁したのですよね。
30階、40階のものを造ろうとするのは、施工者の希望であって、法律に抵触しなければできるだけ高く建てたいというのは人情ですけれど、高度利用するために高さ制限はできませんという答弁は、私は如何なものかと思えます。
これ以上やりますとタイムオーバーですのでこの辺で終わりにいたします。

永井議長 ともかく、このことについては、私もかなり厳しく申し上げることがあると思えます。そうしないと宇都宮のまちは綺麗にならない。かなり厳しくやっていきたいと思えますのでお願いいたします。
それから、先ほどの高さ制限にも関係してくるのですが、宇都宮の遠景の景色を担保する所は何処なのか調べておいてもらえますか。今日も綺麗に見えていますが、男体山や日光連山が見えますよね。都市景観上で最初に押さえなければいけないのは、遠景の確保

永井議長　　なのですよね。おそらくこれは入っていないのではないかと思います。これはコントロールするのが非常に難しいです。何処か重要ポイントからは、やはり、今日見えるような男体山が見えるかどうかということを確認して景観計画の中で議論していただきたい問題と考えます。

まさに高さ制限のことですが、それを一番良く行っているのが盛岡市ですね。そこでは、盛岡城のスカイラインが切れないように高さを抑えましょうとしています。

宇都宮の場合、何処がそれになるかと考えると、やはり今日見えるような男体山のある景色は、宇都宮らしさだと思いますね。

それについて、しっかりと議論していただきたいという要望でございます。

他にいかがでしょうか。

阿久津委員　　先ほど聞きそびれてしまったのですが、議案第3号の参考図2で、焼却という表示がありますが、ここでは焼却処理は行わないのですよね。

岩淵代理幹事　　さきほど、リサイクルできるものはリサイクルすると申し上げておりますが、そこでリサイクルできないものを焼却または埋め立て処分をする処理業者のほうに委託するということであります。

阿久津委員　　ということは、この施設は基本的に破砕する音だけということになりますね。

岩淵代理書記　　はい。破砕する音だけになります。

阿久津委員　　わかりました。ありがとうございました。

永井議長　　他に何かありますか。

それでは、これをもちまして第31回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

事務局　　ご審議ありがとうございました。

宇都宮都市計画審議会

会 長 永 井 護

議事録署名委員

竹 澤 敬 三

議事録署名委員

阿 久 津 均